

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

外国人登録法の廃止等により、外国人も住民票に記載されることになったことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 外国人登録統計調査の名称を外国人住民統計調査に改め、その目的について所要の規定の整備を行う。
- (2) 人口移動調査の対象及び統計の作成等の委託に係る本人確認書類について定めた規定中、外国人の取扱いを定めた部分を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年7月9日とする。

◇栄養士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

栄養士の免許申請等を行う者の利便性の向上を図るため、申請書等の提出先を拡充するとともに、外国人登録法の廃止等に伴い、栄養士免許申請書に添付する書類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 栄養士法施行令によって知事に提出する書類は、総合事務所長（現行 住所地を所管する総合事務所長）を経由しなければならない。
- (2) 栄養士免許申請書の添付書類から外国人登録証明書の写しを削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年7月9日とする(2)を除き、公布日とする。

◇鳥取県理容師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

外国人登録法の廃止等に伴い、理容所開設届に添付する書類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 理容所開設届の添付書類のうち、外国人登録済証明書を住民票の写しに改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年7月9日とする。

◇鳥取県美容師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

外国人登録法の廃止等に伴い、美容所開設届に添付する書類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 美容所開設届の添付書類のうち、外国人登録済証明書を住民票の写しに改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年7月9日とする。

◇鳥取県温泉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

外国人登録法の廃止等に伴い、温泉成分分析機関登録申請書に添付する書類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 温泉成分分析機関登録申請書の添付書類から外国人登録証明書の写しを削る。
- (2) 施行期日は、平成24年7月9日とする。